

個別労働紛争解決制度の運用状況について（令和５年度）

富山労働局では、個別労働紛争（労働関係についての個々の労働者と事業主との紛争）の未然防止や迅速な解決の促進を目的とする「個別労働紛争解決制度」を運用しています。

【令和５年度の相談、助言・指導、あっせんの概況】

- ・ 総合労働相談件数 9,228 件 （前年度比 368 件（4.2%）増加）
うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,751 件 （ 同 137 件（5.2%）増加）
- ・ 助言・指導申出件数 46 件 （ 同 4 件（9.5%）増加）
- ・ あっせん申請受理件数 14 件 （ 同 3 件（27.2%）増加）

- （１） 総合労働相談件数は１万件を下回ったが、その内容は依然「いじめ・嫌がらせ」がトップ
総合労働相談件数は昨年度同様１万件を下回りましたが、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談は 576 件（前年度比 115 件（16.6%）減少）と 10 年連続でトップとなっています。
- （２） 助言・指導申出では「自己都合退職」、あっせん申請では「解雇」がトップ
主な助言・指導申出の内容として、「自己都合退職」が 9 件、「いじめ・嫌がらせ」が 7 件、「解雇」が 5 件、「退職勧奨」が 3 件ありました。
主なあっせん申請の内容として、「解雇」が 4 件、「労働条件引き下げ」が 3 件ありました。
- （３） 迅速な対応
「簡易・迅速」という特徴を活かした制度運用に努め、助言・指導は 46 件すべてを 1 か月以内に、あっせんは年度内に処理を終了した 12 件のうち 10 件（83.3%）を 2 か月以内に処理しました。

～ 「個別労働紛争解決制度」のご案内 ～

総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談

労働問題に関するあらゆる分野について、労働者・事業主どちらからでも、専門の相談員が面談あるいは電話で相談をお受けします。

労働局長による助言・指導
労働局長が、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、自主的解決を促します。

紛争調整委員会によるあっせん

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として紛争調整委員会のあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめるなどの調整を行って、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図ります。（※あっせん委員は当局が委嘱する弁護士等です。）

富山県内には、以下の総合労働相談コーナーが設置されています。

使用者の方からのご相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。利用は無料です。

富山労働局 総合労働相談コーナー	富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 4 階	076-432-2740
富 山 総合労働相談コーナー	富山市神通本町 1-5-5 2 階（富山労働基準監督署内）	076-415-8733
高 岡 総合労働相談コーナー	高岡市中川本町 10-21（高岡労働基準監督署内）	0766-23-6480
魚 津 総合労働相談コーナー	魚津市新金屋 1-12-31（魚津労働基準監督署内）	0765-22-0579
砺 波 総合労働相談コーナー	砺波市広上町 5-3（砺波労働基準監督署内）	0763-32-3323

お問合せ先：富山労働局 雇用環境・均等室（電話 076-432-2740）